

人事調停法案特別委員會議事速記錄第五號

(一四二)

昭和十四年三月一日(水曜日)午後一時三十八分開會

昭和十四年三月一日(水曜日)午後一時三
十八分開會

○若田寅造君　本案ハ現在施行サレテ居リ

道義ニ基イテ圓満ニ圓ク納メヨウト云フ趣旨デゴザイマスルノデ、其ノ趣旨ニ於キマシテハ固ヨリ結構ナコトデアリマシテ、毫モ異存ハナイノデアリマスルガ、其ノ目的ヲ達シマスル手段トシテ本案ニ規定シテゴザイマスル所ハ、他ノ既成ノ調停法ニ規定シテゴザイマスル手段ト同ジヤウニ、尙検討ヲ要スル點ガアルヤウニ考ヘマスルノデ説明ニモゴザイマシタ通リニ、時局柄早クアリマス、併シナガラ本案ハ政府當局ノ御

希望決議案

今直チニ十分ナル之ニ改正ヲ加ヘルト云フ
コトハ、他ノ不可分ノ關係ノゴザイマスル
可能ノコト考ヘマスルノデ、本案ハ此ノ
儘可決スルコトガ宜シカラウト考ヘルノデ
ウナ調停法ノ全體ヲ通ジマシテ、尙考究ス
ベキ事項ガアリ、此ノ儘ニ置キマスルト云
フト、是迄色々政府當局トノ質疑應答ニ於
テモ現レテ居リマスヤウニ、種々ナル弊害
ヲ生ズル虞モゴザイマスルノデ、私ハ是等
ノ調停法ヲ通ジマシテ、政府ニ於カレマシ
テ速ニ十分ナ整理ヲサレマシテ、サウシテ
弊害ノアルモノニ付テハ適當ナ改廢ヲ行フ
ト云フ趣旨ノ決議ヲ付シテ本案ヲ可決シタ
イト云フ希望ヲ有ツテ居ル者ニアリマス、仍
テ其ノ希望ノ決議案ヲ讀ンデ見マスガ、ソ
ラ行フヘシ

○山岡萬之助君 私モ本案ノ成立ニハ贊成
デアリマスガ、殊ニ此ノ時局ノ上ニ於キマ
シテ、人事ノ調停ヲ爲ス必要ナル事柄ガ眼
前ニ生ジテ來テ居ルト云フコトニ付キマシ
テ、段々政府ノ御説明ヲ承リマシテ、速ニ
本案ガ成立シ、運用ニ入ラムコトヲ望ム者
デアリマス、唯併シナガラ調停ノ法律ハ段
段財産關係ニ付テハ幾多制定セラレマシテ、
此ノ度人事ニ關スル調停制度ニモ及シテ參
リマシタノデアリマスルカラ、法律關係ニ關
シマスル諸般ノ事項ニ亘ツテ、調停制度ガ立
テラレタト云フコトニナリマシタノデアリ
マス、從ツテ此ノ制度ヲ今後活用シテ参リマ
スルニハ、相當一貫シタル原則ヲ考慮スル
必要ガアル時期ニ達シタト思フノデアリマ
ス、サウ云フ次第テ茲ニ二三ノ言葉ヲ申述
ベテ、政府ノ注意ヲ喚起致シタイト思フノ
デアリマス、我ガ國ノ法律關係ハ西洋ノ法
律ヲ模倣シタ點ガ多イノデアリマシテ、從ツ
テ個人主義的ナ權利思想ガ可ナリ深ク入ツ
テ居リマスガ、今日迄訴廷ニ於テ訴訟ヲ爲
ス時ニハ、法廷ヲ以テ法律上ノ争フ爲ス、
斯ウ云ッタ考へ方ガ相當ニアッタノデアリマ

スガ、訴訟ノ關係ハ原被共ニ極メテ深刻ナル爭ヲ爲シ來ッタノデアリマス、然ルニ我方國ノ淳風美俗カラ申シマスレバ、事ヲ決スルニ争フ以テスルヨリモ、和ヲ以テ貴シト爲ス、是ガ我國ノ古來ノ道德デアルノデアリマスカラ、從ツテ自然ノ間ニ必要ヲ生ジ、調停ノ制度ガ斯ク進シテ參ッタモノデアルト私ハ思フノデアリマス、サウ云フ意味テ此ノ度ノ調停法ノ成立ヲ希望スル次第デアリマス、而シテ又廣ク世ノ中ヲ見マスルト云フト、外國ニ於テモ全體主義ノ國家ニ於テハ、既ニ過去ノ個人主義的權利鬭争ヲ止スマシテ、裁判官ヲ中心ニシテ、原被相共ニ訴訟ノ目的トナッテ居リマスル利益ヲ調節シテ、最モ良キ處ニ其ソ紛争ヲ解決スル、斯ウ云フコトガ訴訟ノ本來ノ目的デナケレバナラナイ、斯様ナ考へ方ガ近時起ツテ參リマシテ、從ツテ立法上ニ於テ改革ヲサウ云フ面ニ進ヌツ、アル次第デアリマス、我が國ニ於テハ古來右述べマシタル如ク淳風美俗ノ上ニ於テ、何處迄モ其ノ事柄ヲ協調シテ行クト云フノガ習俗デアリマス、デアリマスルカラ此ノ調停制度ヲ是非共今後一貫シタルモノニサレマシテ、サウシテ其ノ運用ノ

Digitized by srujanika@gmail.com

サイマスル所ハ他ノ既成ノ調停法ニ規定シテゴザイマスル手段ト同ジヤウニ尙検討ヲ要スル點ガアルヤウニ考ヘマスルノデアリマス、併シナガラ本案ハ政府當局ノ御説明ニモゴザイマシタ通リニ、時局柄早ク之ヲ施行スル必要モゴザイマスルノデ、只

政府ハ速カニ諸種ノ調停法ヲ整備シ弊害
ヲ生スル虞アルモノニ付テハ適當ナル改
廢ヲ行フヘシ

デアリマス。我が國ノ法律關係ハ西洋ノ進
律ヲ模倣シタ點ガ多イノデアリマシテ、從ツ
テ個人主義的ナ權利思想ガ可ナリ深ク入ツ
テ居リマスガ、今日迄訟廷ニ於テ訴訟ヲ爲
ス時ニハ、法廷ヲ以テ法律上ノ争フ爲ス、
斯ウ云ツタ考へ方ガ相當ニアツタノデアリマ

ニ進メツ、アル次第アリマス、我が國ニ
於テハ古來右述べマシタル如ク淳風美俗ノ
上ニ於テ、何處迄モ其ノ事柄ヲ協調シテ行
クト云フノガ習俗アリマス、デアリマス
ルカラ此ノ調停制度ヲ是非共今後一貫シタ
ルモノニサレマシテ、サウシテ其ノ運用ノ

シテゴザイマスル手段ト同ジヤウニ、尙検

政府ハ速力ニ諸種ノ調停法ヲ整備シ弊害

律ヲ模倣シタ點ガ多イノデアリマシテ、從ツ

於テハ古來右述ベマシタル如ク淳風美俗ノ

討ヲ要スル點ガアルヤウニ考ヘマスルノデ

ヲ生スル虞アルモノニ付テハ適當ナル改廢ヲ行フヘシ

テ個人主義的ナ權利思想ガ可ナリ深ク入ツ
テ居リマスガ、今日迄訟廷ニ於テ訴訟ヲ爲

上ニ於テ、何處迄モ其ノ事柄ヲ協調シテ行
クト云フノガ習俗デアリマス、デアリマス

説明ニモゴザイマシタ通りニ、時局柄早ク
ニヲ施行スル必要モゴザイマスレハジ、只

斯ウ云フ決議ヲ付ケマシテ本案ニ賛成致シ
タイト思フノデアリマスガ、ドウカ各拉ノ

斯時ニハ、法廷ヲ以テ法律上ノ爭ヲ爲ス、
所ウ云ツタ考ヘ方ガ目當ニアツクノデアリマ

ルカラ此ノ調停制度ヲ是非共今後一貫シタ
レモノニナノマソテ、ナウソテ其ノ運用ノ

宣シキヲ制スルヤウニ致シテ戴キタイノデ
アリマス、即チ希望條件トシテ提出セラレ
マシタルヤウニ、此ノ制度ヲ敷備シテ、最
モ宜シキ處ニ規定ヲ立テラレムコトヲ望ム
ノデアリマス、其ノ點ニ付キマシテ之ヲ特
別法トシテ參リマスルカ、或ハ民事訴訟ノ
前提トシテ和解制度ヲ擴大強化シマスル
カ、是等ニ付テモ色々ト說ノアルコトデア
リマス、政府ニ於キマシテハソレ等總テノ
關係ヲ考慮セラレマシテ、此ノ際健全ナル
土臺ヲ樹立セラレムコトヲ望ムノデアリマ
ス、更ニ又此ノ調停委員ノ事柄デアリマス
ルガ、調停委員ニ付キマシテハ、今日迄大體
大シタ弊害モ生ジナカッタ云フコトデア
リマシテ、何ヨリ幸ナコトデアルト思ヒマ
スルガ、是ガ愈々貫シタル制度トナッテ進
ミマスレバ、是等ニ關シマシテモ相當ナル
方策ヲ立テテ置キマセヌト云フト、調停ノ
一應附加ヘテ置キタインデアリマス、一體
制度ト云フモノハ、良イ制度デアルト云フ
テ折角立テマシテモ、ソレニ偏重致シマス
ト云フト、其ノ偏重シタダケガ其處ニ害
ヲ生ジテ、弊害ニナルノデアリマス、調
停制度ハ今日非常ニ良イ制度デアルト云フ

ノデ立ッテ參リマシタガ、遂ニ歸スル處、金
錢債務調停法ニ至ッテ甚ダ適當デナイ部分
ナシトシナインデアリマス、デアリマス
ルカラ最モ宜シキヲ制スルコトガ必要デ
アルト思ヒマス、若シ之ヲ濫用致シマシ
テ、調停ハ結構デアル、何デモ調停デヤル
ト、斯ウ云フコトニナリマスレバ、一體債
務ハ支拂フベキ義務アリト考ヘ、又其ノ能
力アルニモ拘ラズ調停ニ申出ラ致シマシテ、
何分ナリトモ減額ヲスル、斯ウ云フ俗ナ言
葉デ申セバ横著ヲスル者ガ出テ參ルノデア
リマス、今日金錢債務調停法ニ於テ私ハサ
ウ云フ風ナ弊害ヲ實地ニ見聞致シテ居ルノ
デアリマス、若シ斯ウ云フコトガ繰返サレ
マスルナラバ、遂ニハ責任感ト云フモノヲ
消磨シテシマヒマス、責任感ヲ消磨致シマ
スルナラバ、司法制度ノ根柢ト云フモノガ
破壊サレルバカリデハナイ、延イテハ社會
ノ道義ト云フモノガ地ヲ拂フニ至ルノデア
リマス、然ラバ淳風美俗ヨリ來テ、和ヲ以
テ貴シト爲シ、調停ヲ以テ結構ナコトデア
ルト云フ本旨ト云フモノハ、其處ニ至ッテ遂
ニ沒却サレルコトニナルノデアリマスカラ
シテ、是非共此ノ責任感ヲ消耗スルコトノ
ナイヤウニ、制度ヲ御立テニナリマスル場
合ニ於テモ御考ヲ煩ハシタイシ、又之ヲ運

用スルニ當リマシテハ、一層ノ御注意ヲ望
マザルヲ得ナイノデアリマス、殊ニ私ハ此
ノ司法制度ノ本質ト云フモノハ、嚴正ナル
處迄モ曲直ヲ正スト云フ所ニアルト思フノ
法律ヲ運用シテ、正義ノ基礎ニ立ッテ、何
アル思ヒマス、若シ之ヲ濫用致シマシ
テアルニモ拘ラズ調停ニ申出ラ致シマシテ、
何分ナリトモ減額ヲスル、斯ウ云フ俗ナ言
葉デ申セバ横著ヲスル者ガ出テ參ルノデア
リマス、今日金錢債務調停法ニ於テ私ハサ
ウ云フ風ナ弊害ヲ實地ニ見聞致シテ居ルノ
デアリマス、若シ斯ウ云フコトガ繰返サレ
マスルナラバ、遂ニハ責任感ト云フモノヲ
消磨シテシマヒマス、責任感ヲ消磨致シマ
スルナラバ、司法制度ノ根幹デアル精神ニ些ノ障害
ミマスレバ、是等ニ關シマシテモ相當ナル
方策ヲ立テテ置キマセヌト云フト、調停ノ
一應附加ヘテ置キタインデアリマス、一體
制度ト云フモノハ、良イ制度デアルト云フ
テ折角立テマシテモ、ソレニ偏重致シマス
ト云フト、其ノ偏重シタダケガ其處ニ害
ヲ生ジテ、弊害ニナルノデアリマス、調
停制度ハ今日非常ニ良イ制度デアルト云フ

○委員長(伯爵)荒芳德君 全會一致ト認
用スルニ當リマシテハ、一層ノ御注意ヲ望
バ直チニ採決ニ移リタイト存ジマス、人事
調定法案ヲ可トスル方々ノ舉手ヲ御願ヒ致
シマス
〔總員舉手〕
○委員長(伯爵)荒芳德君 全會一致ト認
用スルニ當リマシテハ、一層ノ御注意ヲ望
バ直チニ採決ニ移リタイト存ジマス、人事
調定法案ヲ可トスル方々ノ舉手ヲ御願ヒ致
シマス
○委員長(伯爵)荒芳德君 家族間親族間ニ
於ケル紛争解決ニ付テ、司法制度ノ中ニ家
事審判制度ヲ設クベキコトハ多年ノ要望デ
アリマシタ、併シ是ハ民法中ノ親族編相續
編ノ改正ト相俟ツテ施行スル豫想ノ下ニ漸
次後レテ居リマシタ處、今回ノ事變モ發生
シ、時局ニ即應スル制度モ必要ト相成リマ
シタノデ本案ヲ提出致シマシタ處、委員各
位ニハ毎會極メテ御熱心ニ御討議相成リ、
常ニ懇切ナル御質問並ニ御注意ヲ以テ終始
セラレマシタコトハ、眞ニ感謝スル次第デ
ゴザイマス、只今ノ御希望決議トシテノ點
ハ勿論、御注意ノ點ニ付キマシテハ十分ニ
留意致シマスルノデアリマス、茲ニ改メテ
ノ御發言ヲ許シマス、別ニ御發言ガナケレ

深ク敬意ヲ表シマス

○委員長(伯爵)「荒芳徳君」速記ヲ止メテ

〔速記中止〕

○委員長(伯爵)「荒芳徳君」速記ヲ始メテ……

只今ヨリ非訟事件手續法中改正法律案ノ討論ニ移リタイト存ジマス

○岩田宙造君 本案ハ商法ノ改正並ニ新タニ制定サレマシタ有限會社法ノ施行ニ伴フ、

必要已ムヲ得ザル非訟事件手續法中ノ改正デアリマシテ、私ハ之ニ賛成致ス者デゴザイマスケレドモ、整理漏レト思ハレルヤ

ウナ點ガ一二點ゴザイマスルノデ、其ノ點

ニ對シマシテ修正致シタイト考ヘルノデアリマス、其ノ一つハ、第百三十八條ノ十五

ノ中ニ、眞中邊リデアリマスルガ「第百三十五條ノ五十五乃至第百三十五條ノ五十七、

第百三十五條ノ五十八」トアリマスルモノ

ヲ「第百三十五條ノ五十五乃至第百三十五

條ノ五十八」ト改スタイノデアリマス、是

ハ唯表示ノ方法ヲ普通ノ例ニ從テ變ヘタ

ダケデアリマシテ、其ノ内容ニ於テハ少シモ變ラナイノデゴザイマスルガ、體裁上他

ノ例ト違ヒマスルノデ、之ヲ普通ノ例ニ改メタイト思フノデゴザイマス、ソレカラ今

一ツハ「第二百一條ノ二」ノ中ニ、原案ハ「第百九十五條ノ一ヲ第百九十五條ノ四ニ改メ」云々トナッテ居ルノデゴザイマスルガ、是ダケデハ準用ガ不足ノ部分ガゴザイマス、即チ

株式合資會社ノ場合ノ社員ガ除名サレタ場合、或ハ代表權ヲ喪失シタ場合ニ關スル囑託ノ登記、又取締役ノ缺員ヲ生ジマシタ場合ニ、其ノ退任者ガアリマシタ場合ニ、其ノ退任者ガ尙取締役ノ權利義務ヲ行フ場合ニ關シ

マスル囑託ノ登記、並ニ監査役ガ取締役缺員ノ際ニ、取締役ノ職務ヲ代行致シマスル場合ニ關スル登記ノ囑託、是等ノ場合方落チテ居リマスルノデ、之ヲ補足致シマスル

爲ニ、左ノ通リニ本條ヲ改正致シタイノデゴザイマス、即チ「第二百一條ノ二」中「第百九十五條ノ二」トアリマスルノヲ、「第百八十九條ノ二」、「第百八十八條ノ二」、「第百八十八條ノ三及ビ第百九十五條ノ四」ニ改メ同條ヲ

リマシテ、實ニ御修正ヲ多トスルモノデアリマス

○委員長(伯爵)「荒芳徳君」此ノ際修正ヲ含ミマシタ賛否ノ御發言ヲ御許シ致シマス……別ニ御發言モナイヤウデアリマスカラ、採決ニ移リタイト存ジマス、岩田委員ノ御提出ニナリマシタ修正條項ヲ可トスル方ハ御舉手ヲ願ヒタイト存ジマス

〔總員舉手〕

出席者左ノ如シ
午後二時二十一分散會

○委員長(伯爵)「荒芳徳君」只今修正ノ御意見が出マシタガ、之ニ御賛成ノ方ハゴザ

イマスカ

○山岡萬之助君 賛成

見ハ賛成者ガゴザイマシタノデ、動議トシテ成立ヲ致シマシタ、此ノ際政府委員ノ此ノ修正ニ對スル御意見ヲ承リタイト存ジマス

○政府委員(大森洪太君) 只今ノ御修正デ

アリマスガ、極メテ適當ナル御修正ト存ズルノデアリマス、即チ形式上又實質上私共ノ立案ニ付テ粗漏ノ點ガアッタノデアリマシテ、其ノ粗漏ヲ補正シテ完璧ヲ期スル御趣旨デアリマシテ、之ニ同意スルドコロデハナイ、寧ロ私共カラ御願ヒシタイ位デアリマシテ、實ニ御修正ヲ多トスルモノデアリマス

○委員長(伯爵)「荒芳徳君」茲ニチヨット御詰リヲ致シタイト存ジマスノハ、此ノ修正意見ニ伴フ字句ノ整理ガ必要デアルト存ジマスガ、此ノ點ハ委員長ニ御任せヲ願シテ御異議ゴザイマセヌカ

○委員長(伯爵)「荒芳徳君」〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(伯爵)「荒芳徳君」御異議ナイモノト存ジマス、然ラバ是ニテ非訟事件手續法中改正法律案ハ修正可決致シマシタ、是ニテ散會ヲ致シマス

○國務大臣(鹽野季彦君) 非訟事件手續法

中改正法律案ハ、手續規定ノ中殊ニゴタヽ

致シテ居リマシテ、誠ニ各位ニ御迷惑ヲ掛ケタヤウナ次第デアリマス、殊ニ司法當局

ニ於キマシテモ、ナカヽ整理ヲ致シマス

ノニ骨ノ折レタヤウナ次第デアリマス、特ニ粗漏ノ點モアリマシテ御修正ヲ下サイマシタコトハ、深ク感謝スルヤウナ次第デアリマス、一言御禮ヲ申上げマス

○委員長(伯爵)「荒芳徳君」茲ニチヨット御詰リヲ致シタイト存ジマスノハ、此ノ修正意見ニ伴フ字句ノ整理ガ必要デアルト存ジマスガ、此ノ點ハ委員長ニ御任せヲ願シテ御異議ゴザイマセヌカ

○委員長(伯爵)「荒芳徳君」全會一致ト認

ス……別ニ御發言モナイヤウデアリマスカラ、採決ニ移リタイト存ジマス、岩田委員ノ御

提出ニナリマシタ修正條項ヲ可トスル方ハ

御舉手ヲ願ヒタイト存ジマス

〔總員舉手〕

出席者左ノ如シ

○委員長(伯爵)「荒芳徳君」 委員長 伯爵二荒 芳德君

副委員長 男爵渡邊 修二君

委員 侯爵中山 輔親君

子爵曾我 祐邦君

子爵加藤 泰通君
子爵米田 國臣君

建部 遷吾君
男爵前田 勇君

男爵山根 健男君
山岡萬之助君

藤沼 庄平君
岩田 宙造君

田中德兵衛君
大澤徳太郎君

國務大臣

司法大臣兼遞信大臣

鹽野 季彦君

政府委員

司法省民事局長 大森 洪太君

貴族院人事調停法案特別委員會
議事速記錄第四號正誤

一頁四段十行、十一行、十二行目 八誤植ニ付左
ノ如ク訂正ス

八即時抗告ガ出來ルト云フ規定 第百三十
二條ノ五ノ第三項ト云フノハ執行停止ニ關
スル規定 第百三十五條ノ十